

## 汚染土壌の区域外搬出を行う場合の手続き（土壌汚染対策法第 16 条）

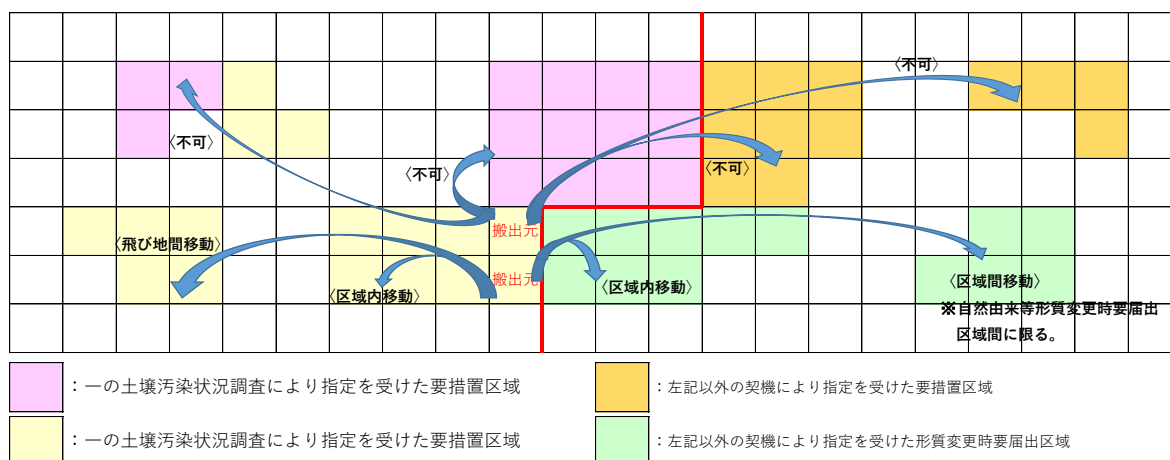
### ○ 搬出について

掘削した基準不適合土壌の移動に関しては、汚染拡散防止の観点とともに、「搬出」に該当する場合には、汚染土壌の運搬に関するガイドラインを遵守しなければなりません。

基準不適合土壌の移動パターン		
区分		説明
搬出に 該当 しない	区域内移動	連続した要措置区域又は形質変更時要届出区域の中の移動
	法第 14 条の指定の申請の活用*2	法第 14 条の指定の申請の活用により指定を受けた要措置区域等内における移動
	特別な運搬行為*3	要措置区域等と一筆かつ隣接する土地への移動
搬出に 該当	区域間移動	自然由来等形質変更時要届出区域*1間での移動
	飛び地間移動	一の土壌汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域間又は形質変更時要届出区域間の移動
	処理	汚染土壌処理施設への搬出

\* 1 自然由来特例区域又は埋立地特例区域  
 \* 2 汚染の除去等の措置に伴う施設又は当該施設までの運搬経路について指定の申請を活用する場合に限る。  
 \* 3 一時的な保管、特定有害物質の除去等を行い、再度当該要措置区域等内に埋め戻す場合

なお、要措置区域等間の基準不適合土壌の移動の可否のイメージ図を以下に示します。



要措置区域等間の基準不適合土壌の移動の可否のイメージ（形質変更時要届出区域を搬出元とした場合）

#### ① 届出要件（法第 16 条第 1 項）

届出の対象となる行為は、**汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する行為**となります。認定調査で認定された土壌は除きます。

#### ② 届出義務者について

届出義務者は、「**汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者**」です。

※「搬出しようとする者」とは、搬出に関する計画の内容を決定する者です。

※「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者」が汚染土壌処理施設と契約し、管理票を交付する必要があります。

#### ③ 届出期限

「汚染土壌の区域外搬出の届出書」の提出は、汚染土壌の要措置区域等外への**搬出に着手する日の 14 日前**までにいわき市長に届け出なければなりません。

※14 日前には、届出日及び工事開始日は含みませんのでご注意ください。

#### ④ 変更の届出（法第 16 条第 2 項）

法第 16 条第 1 項に基づき届け出た事項を変更しようとするときは、汚染土壌の要措置区域等外へ**搬出に着手する日の 14 日前**までに、同法第 16 条第 2 項に基づき変更の届出が必要となります。その際は、変更箇所を明記し、変更に係る資料を添付してください。